

保 発 1002 第 5 号
平成 30 年 10 月 2 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局長
（ 公 印 省 略 ）

国民健康保険診療報酬審査委員会規程例の一部改正について

「支払基金業務効率化・高度化計画」（平成 29 年 7 月 4 日）及び「審査支払機関改革における支払基金での今後の取組」（平成 30 年 3 月 1 日）において、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）の審査委員に係る現行の運用上の取扱いについて、支払基金の内規上で明文化することとされ、これを踏まえ、支払基金の内規の一部が改正されました。

各国民健康保険団体連合会におかれましては、審査委員に係る取扱いについて、適切に対応されていることと存じますが、今般、国民健康保険診療報酬審査委員会規程例（昭和 34 年保発第 6 号）の一部を別添のとおり改正することとしましたので、貴管内国民健康保険団体連合会の指導につき遺漏なきようお願いいたします。